

組合員の相続・加入・脱退等について

【加入時】

1「組合員加入申込書」に記名押印して、ご送付ください。
書類確認後手続きのご連絡します。
ご入金確認後、出資証券を発行します。

【相続時】

証券がある場合 → 2「組合員資格（相続）届出書」及び相続用の「念書」に記名押印して
出資証券とともに当組合へご送付ください。

証券を紛失した場合 → 10「出資証券紛失届並びに再交付申請書」と
2「組合員資格（相続）届出書」及び相続用の「念書」
以上に記名押印してご送付ください。

【紛失時】

本人紛失の場合 → 10「出資証券紛失届並びに再交付申請書」に記名押印してご送付ください。
その場合、保証人様1人お願いします。

死亡された方の場合 → 11「出資証券紛失届並びに再交付申請書」に記名押印してご送付ください。
その場合、保証人様1人お願いします。
もし、再発行した後で、証券が出てきた場合は、古いものを破棄して下さい。

【譲渡時】

5「組合員資格（持分変更）届出書」1「組合員加入申込書」
に記名押印して、出資証券とともにご送付ください。
全額譲渡した場合、譲渡人さんは6「脱退届」も記名押印してご送付ください。

【脱退時】

本人が脱退の場合 → 個人生存用の7「組合員資格（脱退）届出書」に記名押印して
出資証券とともに、ご送付ください。

死亡された方の場合 → 個人死亡用の8「組合員資格（脱退）届出書」と脱退用の「念書」
に記名押印して出資証券とともに、ご送付ください。

☆ 森林組合の規定により、書類は、10月31日までにご提出ください。
翌年の3月総代会後に出資金をお支払いさせていただきます。
10月31日を過ぎますと翌々年の処理になりますのでご注意ください。

【増資時】

12「増資届」に記名押印して、ご送付ください。

【ご不明な点等】

ご不明な点等は、南ひだ森林組合までお電話ください。

記入例もご参照ください。

出資証券は、H11年2月発行の南ひだ森林組合のみ有効です。

日付は、ご提出日をお願いします。

㊞は、認印で、結構です。

TEL : 0576-26-3551 江間・松田